

令和3年度地域雇用活性化推進事業に係る企画書募集要項

1 総則

令和3年度地域雇用活性化推進事業（以下「活性化事業」という。）に係る企画競争の実施については、この要項に定める。

2 業務内容

本事業の内容は、別添1「地域雇用活性化推進事業に係る企画書作成のための仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

また、本事業の委託は、別添2「地域雇用活性化推進事業委託要綱」とおりとする。

3 参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）。

(ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。

(4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」

の範囲とする。

ア 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ウ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

エ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

(5) その他以下の条件を満たすこと。

ア 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）に規定する自発雇用創造地域である市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は雇用保険法施行規則第140条第2号の厚生労働大臣が指定する地域（平成31年厚生労働省告示第141号）の市町村及び当該地域内で活動する経済団体等を構成員とする地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。参加する段階で協議会が正式に設置されていない場合は、協議会の設立準備会も含む。）であること。

イ 本事業を適正に実施するための組織体制を有するとともに、協議会の運営に係る規約及び会計事務の適切な取扱いに係る規定を整備する協議会であること。

ウ 令和3年4月23日（金）までに地域を管轄する労働局に対し、事業構想提案の意思表示を行い、企画書提出までに労働局が委嘱する地域雇用活性化支援アドバイザーによる事業構想提案書の確認を原則受けていること。

4 企画書募集要項の交付、質問の受付及び回答

(1) 令和3年度地域雇用活性化推進事業に係る企画書募集要項（以下「募集要項」という。）の交付場所

〒310-8511 茨城県水戸市1-8-31 茨城労働総合庁舎

茨城労働局職業安定部職業対策課（7階）

担当：小倉 栄嗣

電話：029-224-6219（内線335）

募集要項は、厚生労働省ホームページ上（掲載場所は下記参照）にも掲載する。

(2) 募集要項の交付期間

令和3年4月12日（月）9時30分～令和3年6月11日（金）17時

(3) 募集要項に関する問い合わせ先及び期間

ア お問い合わせ先・方法

厚生労働省 職業安定局 地域雇用対策課 地域雇用指導係

電子メール kasseika-team@mhlw.go.jp

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとする。

イ お問い合わせの受付期間

令和3年4月12日（月）9時30分～令和3年6月4日（金）17時

ウ お問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、令和3年6月9日（水）までに、厚生労働省ホームページ上（掲載場所は下記参照）に回答を掲載する。

ただし、評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

なお、事業構想等の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

(掲載場所URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17721.html

○厚生労働省ホームページ

○政策について

○分野別の政策一覧

○雇用・労働

○雇用

○地域雇用対策

○地域雇用活性化推進事業

○地域雇用活性化推進事業の実施地域の募集について

・募集要項

・地域雇用活性化推進事業の企画競争に関するQ&A

5 企画書、提出期限等

(1) 企画書

※ すべてA4版の用紙に両面印刷とする。

	書類名称	様式	提出者	部数	備考
①	企画競争参加申込書	募集要項別紙1	全提出者	原本1部	
②	事業構想提案書 (別紙1～10含む)	仕様書様式1号	全提出者	原本1部 写し10部	
③	事業構想必要経費概算書、 年度別契約額と割合確認	仕様書様式2号	全提出者	原本1部 写し10部	活性化事業を実施するために必要な経費のすべての額を記載した内訳書。
④	必要経費の根拠を示す資料 (10万円を超える高額な経費)	任意	該当地域	原本1部 写し10部	仕様書7(4)ア参照。
⑤	事業の一部を再委託する 予定の場合の理由書	任意	該当地域	原本1部 写し10部	仕様書5(2)参照の上、再委託が必要な理由を記載すること。

⑥	事業の一部を国から協議会以外の団体に直接委託を予定している場合、当該団体の概要資料及び直接委託の要件に該当する旨を記述した資料	任意	該当地域	原本1部 写し10部	仕様書5(3)参照の上、直接委託の要件に該当する旨を記載すること。
⑦	協議会規約	仕様書 様式3号	全提出者	原本1部 写し1部	設立準備会の場合は案で可。
⑧	会計事務取扱規程	仕様書 様式4号	全提出者	原本1部 写し1部	設立準備会の場合は案で可。
⑨	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する資料	任意	該当地域	原本1部 写し1部	・女性活躍推進法・次世代法に基づく認定(えるぼし認定、くるみん認定等)に関する基準適合一般事業主認定通知書 ・若者雇用促進法(ユースエール認定)に関する基準適合事業主認定通知書 ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届
⑩	事業構想に係る補足資料 (市町村のガイドブック等)	任意	全提出者	原本1部 写し10部	
⑪	誓約書	募集要項 別紙2-1 及び2-2	全提出者	原本各1部 写し各1部	
⑫	適合証明書	募集要項 別紙3	全提出者	原本1部 写し1部	

(2) 提出期限等

令和3年6月11日(金)17時

ただし、受付は開庁日の9時30分から12時、13時から17時までとし、上記4(1)まで直接提出すること。

また、郵送(書留郵便に限る。)も可とするが、上記4(1)宛てに企画書の提出期限までに必着で送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。郵送の場合、担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(3) 企画書に関する企画提案会(プレゼンテーション)の開催

企画書に関する企画提案会(プレゼンテーション)を開催する。

日時 令和3年7月中旬～8月中旬の間を予定

詳細な時間は、提出者に個別に連絡する。

場所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省内会議室を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、詳細な場所及び実施方法については、提出者に個別に連絡する。

(4) 企画書の無効

本募集要項に示した企画競争の参加に必要な資格のない者が提出した又は不備があ

る企画書は受理せず無効とする。

また、企画書に虚偽の記載をした場合は、企画書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。

(5) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した企画書において形式的な不備が発見された場合は、提出者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提出者が受領期限までに整備された企画書を提出できない場合は、企画書は無効とする。

(6) 提出に当たっての注意事項

ア 企画書に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

イ 提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

ウ 提出された企画書は、提出者に無断で使用しない。

エ 企画書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出者は、厚生労働省から企画書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 評価の実施

- (1) 「地域雇用活性化推進事業に係る企画書の評価について」（別添3）、「地域雇用活性化推進事業企画書採点基準」（別添3別紙）に基づき、提出された企画書について、厚生労働省職業安定局地域雇用対策課が設置する「地域雇用活性化推進事業等選抜・評価委員会」（以下「事業選抜・評価委員会」という。）が評価を行い、基準点を超えた提出者を契約候補者とする。

ただし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、最も評価の高い契約候補者から予算の範囲内で契約を締結することとする。

- (2) 評価結果は、支出負担行為担当官茨城働局総務部長から企画書の提出者に遅滞なく通知する。

なお、選抜された企画書に対して、事業選抜・評価委員会から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

7 契約の締結

評価結果通知後（条件を付された等の場合は、企画書の変更後）、双方で契約内容を確認し、支出負担行為担当官茨城働局総務部長は、契約候補者から見積書を徴収し、内容の審査を十分に行って、契約を締結する。

【様式等】

別紙1 企画競争参加申込書

別紙2 誓約書

別紙3 適合証明書

別添1 地域雇用活性化推進事業に係る企画書作成のための仕様書

別紙1 アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項

別紙2 事業継続可否の判断基準

別紙3 地域雇用活性化推進事業に関するQ&A

別紙4 情報セキュリティ要求仕様

様式第1号 事業構想提案書

様式第2号 事業構想必要経費概算書、年度別契約額と割合確認

様式第3号 協議会規約

様式第4号 会計事務取扱規程

様式第5号 【事業所の魅力向上、事業拡大の取組・就職促進の取組（事業所向け）】
参加申込書 様式例

様式第6号 【人材育成・就職促進の取組（求職者向け）】受講申込書 様式例

様式第7号 【事業所の魅力向上、事業拡大の取組・就職促進の取組（事業所向け）】
利用者アンケート調査票 様式例

様式第8号 【人材育成・就職促進の取組（求職者向け）】利用者アンケート調査票
様式例

様式第9号 【事業所の魅力向上、事業拡大の取組・就職促進の取組（事業所向け）】ア
ウトプット・アウトカム名簿 様式例

様式第10号 【人材育成・就職促進の取組（求職者向け）】
アウトプット・アウトカム名簿 様式例

別添2 地域雇用活性化推進事業委託要綱

別添3 地域雇用活性化推進事業に係る企画書の評価について

別紙 地域雇用活性化推進事業企画書 採点基準